

事務連絡  
令和2年4月10日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$  小児慢性特定疾病対策担当課 御中

厚生労働省健康局難病対策課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等において公費負担医療を受ける場合に必要な証明書類について

日頃より小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱い」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。別添参照。）において、その取扱いが示され、その中で「患者から電話等により診療等の求めを受けた場合において、診療等の求めを受けた医療機関の医師は、当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと」（4月10日事務連絡1（1））とされたところです。その上で、4月10日事務連絡では、1（2）①ウにおいて、患者のなりすまし防止や虚偽の申告による処方を防止するための措置が示されております。

今般、同措置に関し、追加で必要な対応を示すこととしたので、貴管下の自治体及び医療機関等に周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療支援の対象となるかどうかの確認（本人確認）は、医療受給者証により行うこと。
- 2 具体的には、4月10日事務連絡1（2）①ウに定める視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合は、追加で、医療受給者証により受給資格の確認を行うこと。
- 3 また、4月10日事務連絡1（2）①ウに定める電話を用いて診療を行う

場合は、当該4月10日事務連絡1（2）①ウに示す被保険者証と同様の方法により、医療受給者証により受給資格の確認を行うこと。

- 4 4月10日事務連絡1（2）①ウに定める電話を用いて診療を行う場合であって、上記に示す方法による本人確認が困難な患者については、追加で、医療受給者証の券面に記載された公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）等の確認を行うこと。

以上